

水茎の里ショートステイご利用料金表(介護予防)

1日あたりの利用料金(概算)

《 多床棟 1割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●住民税世帯課税の方
要支援1	446	270	1,500	855	3,071	
要支援2	555	282			3,192	

第3段階①	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●市民税世帯非課税であって年金収入等が、80万円超120万円以下で、預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円以下の人
要支援1	446	270	1,000	370	2,086	
要支援2	555	282			2,207	
第3段階②	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●市民税世帯非課税であって、年金収入等が120万円超で預貯金等が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の人
要支援1	446	270	1,300	370	2,386	
要支援2	555	282			2,507	

第2段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、預貯金の額が単身650万円、夫婦1650万円以下の人
要支援1	446	270	600	370	1,686	
要支援2	555	282			1,807	

第1段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●市民税世帯非課税である 老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者
要支援1	446	270	300	0	1,016	
要支援2	555	282			1,137	

※令和3年8月1日より、食費の負担額の見直しが行われました。具体的には、第2段階が600円に、また第3段階が、年金等の収入額と預貯金の額により、第3段階①と第3段階②に分けられました。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、0.1%が介護報酬算定単位にプラスされます。

※その他の加算には「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)」「送迎加算(片道)」が含まれています。

※対象者のみの加算及びその他の料金は含みません。

※第1段階から第3段階に該当される方は、『介護保険負担限度額認定証』が必要となりますので、お住いの市町村へ申請をお願いいたします。

※食費は、朝食300円・昼食(おやつ含む)700円・夕食500円とし、1食ごとのご請求になります。

第1段階から第3段階の方で、1日の食費が負担限度額を下回る場合は下回った金額でのお支払いになります。

水茎の里ショートステイご利用料金表(介護予防)

1日あたりの利用料金(概算)

《 多床棟 2割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●住民税世帯課税の方で、下記の※(1)の世帯の方
要支援1	892	540	1,500	855	3,787	
要支援2	1,110	564			4,029	

《 多床棟 3割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	日額合計	●住民税世帯課税の方で、下記の※(2)の世帯の方
要支援1	1,338	810	1,500	855	4,503	
要支援2	1,665	846			4,866	

※その他の加算には、「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)」「送迎加算(片道)」が含まれています。

※対象者のみの加算及びその他の料金は含みません。

※食費は、朝食300円・昼食(おやつ含む)700円・夕食500円とし、1食ごとのご請求になります。

※

(1)利用料金2割負担の方

- 住民税世帯課税の方で、年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上340万円未満、または、2人以上世帯で346万円以上463万円未満の場合

(2)利用料金3割の方

- 住民税世帯課税の方で、年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、または、2人以上世帯で463万円以上

^

《 介護サービス費・加算料金のご案内 》

介護予防短期入所生活介護

【介護サービス費】

一定以上の所得のある方については、2割または3割負担となります。（介護保険負担割合証をご確認ください。）

利用料金 1日当たり	要支援1	1割負担	446円	要支援2	1割負担	555円
		※2割負担	892円		※2割負担	1,110円
		※3割負担	1,338円		※3割負担	1,665円

【各種加算】

下記の加算料金は、事業所が体制条件を満たした場合、もしくは該当サービスを提供した場合に基本料金に加算されます。

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	36円/日	54円/日	介護福祉士資格者が60%以上配置されている場合
送迎加算（片道）	184円/回	368円/回	552円/回	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合
療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の療養食の提供が行われた場合（1日3食を限度とし、1食を1回とする）
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日	若年性認知症の利用者を受け入れした場合の加算（認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急で利用することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%			1ヶ月の単位数合計に乗じた額の1割もしくは2割または3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	2.3%			1ヶ月の単位数合計に乗じた額の1割もしくは2割または3割

【その他の費用】

サービス	料 金	内 容
特別な送迎(事業実施区域外)	100円/km	実施地域（近江八幡市・野洲市・竜王町）の境界から片道1 km当たり100円にて計算（事業者以外での送迎の場合は実費額）
レクリエーション、クラブ活動（材料費）	実費	ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
複写物の交付	10円/枚	

◎必要な方のみお支払いいただきます。

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』の交付を受けた方は、以下の負担割合となります。

サービス	減免内容	
特別養護老人ホーム	介護費 25/100	食費・居住費 25/100
短期入所（予防含む）	介護費 25/100	食費・滞在費 25/100
通所（予防含む）	介護費 25/100	食費 25/100

◎住民税非課税であって、その他いくつかの要件を満たす方お住まいの市町村へ申請が必要となります。

当施設は、介護保険法令に基づいて、滋賀県知事から指定を受けた施設です。

滋賀県知事指定事業者番号

特別養護老人ホーム(多床棟)

短期入所生活介護・通所介護

第2570400073号

特別養護老人ホーム(個室ユニット棟)

第2570400735号

